

# 役員報酬規程

財団法人 新エネルギー財団  
昭和56年 3月12日制定  
昭和58年 3月22日改正  
平成14年 9月27日改正  
平成20年 6月 1日改正

## (総則)

第1条 財団法人新エネルギー財団の役員に対する報酬は、理事会の同意を得て支給するものとし、この規程の定めるところによる。

## (報酬の支給)

第2条 常勤する役員には、報酬を支給する。

## (報酬の額)

第3条 報酬は、年俸とし、予算の範囲内で、別表に掲げる額をそれぞれ上限として、会長がこれを定める。

2 年の中途において、役員が就任又は退任(死亡を含む。)した場合における年俸の額の計算方法については、別に定める。

## (報酬の支給日)

第4条 年俸は、月割りで支給する。

2 年俸の月割額は、職員給与規程第4条第1項に準じて支給する。

## (通勤手当の支給)

第5条 常勤の役員には、報酬の他に通勤手当を職員給与規程第13条に準じて支給する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成14年9月27日から実施し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成14年4月1日から実施日までの間に支払われた報酬は、改正後の第3条の規程による報酬の内払とみなす。
- 3 この規程は、平成20年6月1日から実施する。

別表

役職	報酬上限額
会長	1,890万円
副会長	1,710万円
理事長	1,620万円
専務理事	1,530万円
常務理事	1,440万円
理事	1,350万円
監事	1,350万円